『不動産ファイナンスの法務と契約実務』 お詫びと訂正

本書において、下記下線部分のとおり誤りがございました。ご不便をおかけしましたことを謹んでお詫び申し上げます。

中央経済社

該当箇所	誤	正
39 頁 13 行目	不動産ファンドレンダー	不動産ファンド <mark>や</mark> レンダー
61 頁 6 行目	平成 24 年資産流動化法改正	平成 23 年資産流動化法改正
87 頁 脚注1の	匿名組合持分(同項5号)	匿名組合 <u>出資</u> 持分(同項5号)
6 行目		
88 頁 5 行目	匿名組合持分	匿名組合 <u>出資</u> 持分
88 頁 15 行目	匿名出資持分	匿名組合出資持分
89 頁 1 行目	匿名組合持分	匿名組合 <u>出資</u> 持分
89 頁 13 行目	匿名組合持分	匿名組合 <u>出資</u> 持分
143 頁 脚注 69	継続開示規制は、不動産フ	継続開示規制は、不動産ファ
の1行目	ァンドが募集または売出し	ンドが募集または売出しを行
	を行うものである場合,	うものである場合 <u>や</u> ,
147 頁 3 行目	具体的には, <u>6</u> ヶ月以内に	具体的には, <u>3</u> ヶ月以内に 49
	49 名以下の者	名以下の者
16 頁 17 行目~	不動産特定共同事業の許可	不動産特定共同事業の許可,
20 行目	資金需要者である不動産	<u>すなわち</u> 資金需要者である不
		動産
190頁 契約条項	事務委任契約 <u>, 誓約書</u> など,	事務委任契約など,通常,プ
例:資金使途 注	通常,プロジェクトに関連	ロジェクトに関連する一切の

3 行目		する一切の契約	契約
192 頁	5 行目	TMK は還付を受けるための	<u>不動産ファンド</u> は還付を受け
		申告	るための申告
206 頁	13 行目	利息とは、元本債権から生	利息とは、元本債権から生ず
		ずる利得として <u>, として</u> , 元	る利得として、元本の額に期
		本の額に期間と利息	間と利息
243 頁	9 行目	[本件匿名組合持分/	[本件匿名組合 <u>出資</u> 持分/
264 頁	7 行目	バリ <u>ュ</u> エーション	バリエーション
299 頁	7 行目~	● 出資持分が発行される	● 出資持分が発行される日
9 行目		日以前 <u>6</u> か月以内に,当	以前 <u>3</u> か月以内に,当該
		該出資持分と同一種類	出資持分と同一種類の出
		の出資持分が発行され	資持分が発行されている
		ている場合,当該出資持	場合,当該出資持分の取
		分の取得勧誘に応じて	得勧誘に応じて取得する
		取得する特例業務対象	特例業務対象投資家の人
		投資家の人数と当該 <u>6</u>	数と当該3か月以内に発
		か月以内に発行された	行された同種の出資持分
		同種の出資持分の取得	の取得勧誘に応じて取得
		勧誘に応じて取得した	した特例業務対象投資家
		特例業務対象投資家の	の人数との合計が49名以
		人数との合計が 49 名以	下となること
		下となること	
328 頁	13 行目	レッシーの表明保証として	レッシーの表明保証として規
		規定されることになる。	定されることになる <u>(ただし,</u>
			コラム③のとおり、賃貸住宅
			管理業法2条第4項かっこ書
			き,同法施行規則2条により,

	マスター・レッシーを人的関
	係,資本関係その他の関係に
	おいてマスター・レッサーと
	密接な関連を有する者とする
	ことにより, 当該登録を免れ
	るケースが多い)。